

事 務 連 絡  
令和 5 年 9 月 2 7 日

岡山県薬業協会 御中

岡山県保健医療部医薬安全課

県収入証紙廃止に伴う医薬品等製造業等関係に係る手数料の取扱いについて

このたび、令和 5 年 9 月末日をもって県収入証紙が廃止されることから、医薬品等製造業等関係に係る手数料については、下記のとおりとなります。

つきましては、令和 5 年 1 0 月 1 日以降の申請にあたり適切に対応していただきますよう、貴会員への周知をお願いします。

#### 記

#### 1 1 0 月 1 日以降の手数料納付方法について

収納専用窓口（POSレジ）利用による納付が原則となります。設置場所や納付方法等については、別紙をご覧ください。

なお、支払い時に必要なバーコードは、医薬安全課ホームページに掲載していますので、事前に印刷した上で収納専用窓口にご提示ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/877839.html>

#### 2 注意事項

- (1) 医薬品等適合性調査申請（定期調査）等において、同一製造販売業者等から 1 0 品目以上の申請を行う場合は、事前に担当者にご連絡ください。  
なお、1 0 品目を超えない場合は、通常どおりバーコードを印刷し、収納専用窓口にてバーコードを提示するとともに品目数を伝え、必要な手数料をお支払いください。
- (2) 医薬品等適合性調査申請等において、県外の製造販売業者等が申請を行う場合は、可能な限り県内の製造所を通じて、収納専用窓口を使用した手数料のお支払いにご協力ください。
- (3) 上記の納付方法が困難な場合は、担当者にご相談ください。

3 未使用証紙の買取りについて

10月1日以降、県出納局会計課で買取りを行います。買取り方法等については、別紙をご覧ください。

4 その他

県証紙廃止に関する詳細については、会計課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/867134.html>

問い合わせ先  
岡山県保健医療部医薬安全課  
電話 086-226-7340

# 令和5年10月1日以降、県収入証紙が廃止され、 手数料の支払方法が変更になります！

## 収納専用窓口でのお支払い方法

1. お支払い時に必要なバーコード※を入手します。

※バーコードは、医薬安全課のホームページからダウンロードしてください。  
<https://www.pref.okayama.jp/page/877839.html>



2. 収納専用窓口でバーコードを見せて、手数料をお支払いください。



・現金

・クレジットカード



Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS

・コード決済

PayPay、楽天Pay、d払い、auPay、メルペイ、ゆうちょPay



3. 納付済証を受け取り、申請書に貼って、受付担当課に提出してください。



### ■収納専用窓口 ※知事部局関係のみ掲載

施設名	所在地
本庁	岡山市北区内山下2-4-6
備前県民局	
備前県民局（税務部）	岡山市北区弓之町6-1
備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17
備前保健所東備支所	和気郡和気町和気487-2
東備地域事務所	
備中県民局	
備中県民局（税務部）	倉敷市羽島1083
備中保健所	
備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5
井笠地域事務所	

施設名	所在地
備北保健所	
高梁地域事務所	高梁市落合町近似286-1
備北保健所新見支所	
新見地域事務所	新見市高尾2400
美作県民局	
美作県民局（税務部）	津山市山下53
美作保健所	津山市椿高下114
真庭保健所	
真庭地域事務所	真庭市勝山591
美作保健所勝英支所	
勝英地域事務所	美作市入田291-2
岡山市保健所	岡山市北区鹿田町1丁目1-1
倉敷市保健所	倉敷市笹沖170

※各県民局の税務部、岡山市保健所、倉敷市保健所など一部の窓口は、特定の手数料収納のみの  
お取扱いとなりますので御了承ください。

### <問い合わせ先>

岡山県保健医療部医薬安全課薬事衛生班

☎ 086-226-7340

## 未使用証紙の買取り方法（10月1日以降）

未使用の収入証紙がお手元にある場合は、次のとおり買取りいたします。

1. 請求書に必要な事項をご記入の上、未使用の収入証紙と合わせて出納局会計課までご提出ください。  
※郵送による請求も可能です。

送付先 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6  
岡山県出納局会計課総務班 収入証紙買取担当者あて

2. 請求書に記載の口座に**2週間程度でお振込み**いたします。  
請求書様式は10月に会計課ホームページに掲載します。

**ご注意ください！！**

**買取期間は、令和5年10月1日から令和10年9月30日の5年間となります。**

なお、9月30日以前であっても、証紙を誤って購入した場合や使用の見込みがない場合など、随時買取りを行っておりますので、会計課ホームページをご確認ください。

### お問い合わせ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県出納局会計課総務班 収入証紙担当者

☎ 086-226-7528

<https://www.pref.okayama.jp/page/867134.html/>



©ももっち・うらっちと仲間たち

